

【栗橋会場】

期 日	対 象 地 区	会 場
2月16日(※)	伊坂合併区 伊坂苑	栗橋総合支所 2階 第1・2会議室
17日(※)	栗橋合併区 旭町2丁目 伊坂7丁目	
18日(※)	栗橋東1丁目 伊坂2丁目	
21日(※)	新町 旭町3丁目	
22日(※)	栗橋中央1～2丁目	
23日(※)	中里 島川 新井 狐塚	
24日(※)	佐間	
25日(※)	伊坂1丁目 河原代	
27日(※)	指定日および 他の平日に申告できない方	
28日(※)	伊坂1丁目 河原代	
3月1日(※)	高柳	
2日(※)	栗橋東3丁目 間鎌	
3日(※)	栗橋東4丁目 栗橋東6丁目	
4日(※)	栗橋北2丁目 栗橋東5丁目	
7日(※)	小右衛門 緑1丁目	
8日(※)	栗橋東2丁目 北広島	
9日(※)	栗橋北1丁目 松永	
10日(※)	南栗橋1～4丁目	
11日(※)	南栗橋5～9丁目	
14日(※)	南栗橋10～12丁目	
15日(※)		

【鷺宮会場】

期 日	対 象 地 区	会 場
2月16日(※)		鷺宮総合支所 4階 会議室
17日(※)	指定日に申告できない方	
18日(※)		
21日(※)	久本寺、間之道、宿、椎名、上町、粟原	
22日(※)	鷺宮ハイツ、長沢	
23日(※)	新町、本町、仲町	
24日(※)	東大輪上、東大輪下、東鷺宮ウエスト ハイツ、下出、原、河原（西大輪1、 2、3、4、5丁目）	
25日(※)		
27日(※)	指定日および 他の平日に申告できない方	
28日(※)	葛梅、下新井	
3月1日(※)	わし宮団地1街区、わし宮団地3街区	鷺宮児童館
2日(※)	わし宮団地2街区	
3日(※)	桜田1丁目中、桜田北、桜田1丁目南	
4日(※)	桜田3丁目公園通り、桜田3丁目駅前 通り、東鷺宮小学校通り、東大輪新田	鷺宮 東コミュニティ センター
7日(※)	東鷺宮駅前プラザ、東鷺宮駅前ハイ ツ、桜田4丁目	
8日(※)	鷺宮6丁目、中島、下陰、中内出	鷺宮総合支所 4階会議室
9日(※)	旭町、大栄、角栄、池の台	
10日(※)	八甫上、八甫本村、八甫新田、八甫本 郷、桜田2丁目南、砂原	
11日(※)	外野、上川崎、栄1丁目	
14日(※)		
15日(※)	指定日に申告できない方	

※番号札の配布は、午前8時30分から開始します。

**税理士による所得税の
還付申告無料相談**

日程 2月2日(※)～15日(※)
9時30分～12時/13時～16時
※土・日曜日、祝日を除く
場所 税理士事務所（日程に
より担当事務所が変わりま
す。）

対象 所得税が還付される方
で、年金を受けている方、給
与所得者で医療費控除を受け
る方、年の中途中で退職または
就職した方
※2月16日からの申告は大変
混雑しますので、ぜひご利用
ください。なお、無料となら

ない場合もありますので、必
ず事前に電話でご確認ください
い。

問合せ 関東信越税理士会春
日部支部事務局 ☎048・
738・7470

**償却資産の申告を
お忘れなく**

償却資産とは、会社や個人
で工場や商店などを経営して
いる方が、その事業のために
用いることができる構築物・
機械・器具・備品などをい
い、これらには固定資産税が
課されます。

市内に償却資産を所有され

ている方は、毎年1月1日現
在の資産の状況を申告してく
ださい。

例年申告されている方に
は、申告関係書類を送付して
いますが、初めて申告される
方で平成22年12月下旬までに
書類がお手元に届いていない
場合は、ご連絡ください。

廃業、解散等で申告すべき
資産がなくなった場合は、そ
の旨を記載の上、申告書の提
出をお願いします。資産の増
減がない場合も必ず申告書を
提出してください。

また、平成22年1月1日以
前の資産の異動について、申

告漏れがあれば、併せて申告
してください。取得年度に合
わせて最大5年分さかのぼっ
て課税の修正を行います。

合併に伴う注意事項 旧1市
3町に償却資産を所有されて
いる場合は、資産を合算した
上で申告してください。

提出先 資産税課（窓口での
申告書の提出は市役所のほ
か、各総合支所市民税務課で
も受け付けます。）
問合せ 資産税課資産税係
(内線2722)

**街角消火器の盗難や
いたずらが多発!**

久喜地区消防組合では、火
災が発生した際、住民の皆さ
んの協力により効果的な初期
消火活動を行い延焼を防止す
ることを目的に、街角消火器
を管内1160か所に設置して
います。（12月1日現在）
最近、消火器の盗難や消火
薬剤がまかれるなど悪質な
いたずらが多発しており、久喜
地区消防組合管内で平成22年
中に51件の被害が発生してい
ます。

街角消火器は、火災の初期
消火に使用するもので、いた
ずらなどがされていると万が
一のときに使用することがで
きません。いたずらされた消
火器を発見したり、不審者を見
かけた場合は、警察署または
消防本部・消防署までご連絡
ください。

問合せ 消防本部警防課 ☎
21・1014 (内線364)

